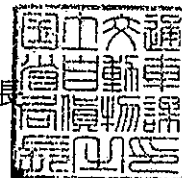




国自貨第33号の2
令和元年7月24日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



消費税率引上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方願います。

国 自 貨 第 3 3 号
令和元年7月24日

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長

） 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

消費税率引上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱について

平成30年10月15日の臨時閣議において、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税を含む。以下、「消費税率」という。）が8パーセントから10パーセントへ引き上げられることが確認されたところである。

これに伴い、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）においても消費税（地方消費税を含む。以下「消費税」という。）の転嫁のための運賃及び料金の変更届出がなされるものであるが、消費税の適正かつ円滑な転嫁を図る観点から、消費税率の引上げに伴う貨物自動車運送事業の運賃及び料金の取扱については、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれない。

また、公益社団法人全日本トラック協会会長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて、同旨の通知をしたので了知されたい。

1. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、貨物自動車運送事業の運賃及び料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

2. 貨物自動車運送事業における運賃及び料金の転嫁の方法について

(1) 総額表示を行っている場合（宅配便事業、引越し事業、霊柩事業）

一般消費者が契約の対象となる運送である宅配便事業、引越し事業、霊柩事業については、現行の運賃及び料金に108分の110を乗じ、または消費税を除いた基本の運賃及び料金に消費税率10パーセントを乗じることとする。

なお、現行、利用者の利便を鑑みて四捨五入により10円単位以上の端数処理を行っている事業者については、全体として消費税率の引上げ分108分の110を上回ることがないように調整をすること。

(2) 総額表示を行っていない場合

現行の運賃及び料金により算出した運賃及び料金の額に消費税10パーセントを乗じた額を加算することとする。

3. 課税事業者における運賃及び料金の変更届出の取扱いについて

(1) 運賃及び料金の変更届出書の提出について

事業者は、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号。以下「規則」という。）第2条の2の規定により、運賃及び料金の変更後30日以内に、所要の運賃及び料金変更届出書を管轄運輸支局等に提出する必要がある。

したがって、「消費税総額表示義務の創設に係る「トラック運賃等」の表示について」（平成16年1月23日付け国自貨第119号）に基づき、上記2.（1）のとおり「総額表示方式」を行っている事業者については、今般の消費税率の引き上げに伴い必然的に運賃及び料金変更届出書の提出が必要となる。

なお、消費税の加算方法について「運賃・料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算する」等として、具体的な税率（8パーセント）を適用方に記述していない事業者については、運賃及び料金の届出は要しない。

(2) 運賃及び料金の変更届出に対する変更命令について

①消費税率の引上げのみを理由とした変更である場合

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第26条第5号の規定による変更命令は行わないこととする。

②消費税率と異なる税率とする場合等適正な転嫁と認められない届出の場合

法第26条第5号の規定による変更命令を速やかに行うこととする。

この場合の変更命令については、「運賃及び料金に対する事業改善命令の発動に係る処理方針について」（平成15年2月14日付け国自貨第86号。以下「事業改善命令通達」）に基づいて行うこととする。

③消費税率の引上げに併せて基本運賃等についても変更する旨の届出である場合

従前どおり取扱うこととする。ただし、総額表示による運賃の場合は、消費税率引き上げになる部分と基本の運賃の変更部分について確認を行うこと。

なお、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業において、消費税率と異なる税率とする場合等適正な転嫁と認められない場合は、適正な転嫁とするよう、当該事業者に対して所要の指導をすることとする。

4. 免税事業者の取扱いについて

課税売上高が1,000万円以下の事業者にあつては課税選択をしない場合に免税事業者となるが、これらについては以下のとおり取扱うこととする。

(1) 免税事業者の仕入れに係る消費税相当分の運賃及び料金への転嫁について

消費税法の趣旨等から免税事業者については、消費税として運賃及び料金への加算を行うことは、当然に不可能となる。

しかしながら、免税事業者であっても、取引の過程において仕入れに係る消費税の負担が生じるものであり、これらのコストについて運賃及び料金へ転嫁することは許容されているところである。

(2) 免税事業者の仕入れに係る消費税相当分の転嫁のための運賃及び料金の変更届出について

仕入れに係る消費税相当分を転嫁することを理由として運賃及び料金の変更届出を行おうとする事業者については、規則第2条の2の規定により、運賃及び料金の変更後30日以内に、所要の運賃及び料金変更届出書を管轄運輸支局長等あて提出する必要がある。

なお、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業に係る免税事業者の仕入れに係る消費税相当分の転嫁に係る運賃及び料金の変更届出については、従前どおり取扱うこととする。

(3) 免税事業者の仕入れに係る消費税相当分の転嫁のための運賃及び料金の変更届出に対する変更命令の取扱いについて

①仕入れに係る消費税相当分の転嫁のみを理由とした変更である場合

法第26条第5号の規定による変更命令は行わないこととする。

②仕入れに係る消費税相当分の適正な転嫁と認められない届出の場合

法第26条第5号の規定による変更命令を速やかに行うこととする。

この場合の変更命令については、事業改善命令通達に基づいて行うこととする。

③仕入れに係る消費税相当分の転嫁に併せて基本運賃等についても変更する旨の届出である場合

従前どおり取扱うこととする。なお、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業に係る免税事業者において、仕入れに係る消費税相当分の適正な転嫁と認められない場合は、適正な転嫁とするよう、当該事業者に対して所要の指導をすることとする。

5. 消費税の適正転嫁対策について

改正消費税法の趣旨に鑑み、消費税の適正な転嫁を図る観点から、監査等の機会をとらえて、以下の事項について、所要の指導をすることとする。

改正消費税法によって消費税率は10パーセントと法定されていることから、課税事業者で現在、消費税率を8パーセントとして届出ている者が、令和元年10月1日以降も届出事項を変更しないまま、10パーセントの消費税を収受すること、または、収受しないと表示することは、法若しくは消費税特措法上、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示を行ってはならないこととされていることから問題となる恐れがあるので、所要の変更届出が必要となること。

また、現在、免税事業者であるにも拘わらず、消費税率を8パーセント又は消費税法に基づく税率として届け出ている場合についても、上記と同様、問題となる恐れがあるので、所要の変更届出が必要となること。

6. 消費税率転嫁の運賃及び料金変更届出について

- (1) 消費税率（仕入れに係る消費税相当分を含む。）を転嫁するためのみを理由とする運賃及び料金変更届出書については、事業者の事務負担等を考慮し、主たる事務所を管轄する地方運輸局長等あてに正本1通を提出すれば足りる取扱いも可能とし、この場合の届出書の様式は、別紙2のとおりとする。

なお、当該届出書を受理した地方運輸局等においては、関係する地方運輸局等それぞれに届出書の写しを送付することとされたい。

- (2) 消費税率（仕入れに係る消費税相当分を含む。）を転嫁するためのみを理由とする運賃及び料金変更届出書の「変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法」については、変更しようとする部分の新旧対照表で足りるものとする。

7. その他

事業者は、運賃及び料金の変更については、利用者の理解が得られるよう、また、混乱が生じないよう十分な周知・説明を行うこと。